

事例から学ぶ「権利擁護相談」

—権利擁護相談事例集—



平成27年3月

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

かながわ権利擁護相談センター

10 10

27

6p

12p

17p

22p

30p

35p

26

' 14



	<ul style="list-style-type: none">・70代後半。男性。要支援2。認知症の診断はないが、年齢相応の判断能力の低下がみられる。持病があり何度も救急搬送されている。・2人兄弟の長男だが、継父と折り合いが悪く、高校卒業後に実家(西日本)を飛出し、首都圏に移住、仕事を転々としながら生活してきた。数年前まで以前の勤め先から単発の仕事を紹介してもらっていたようである。・約30年前に離婚して以降、一人暮らしを続けてきた。現在は6畳一間の賃貸アパートで暮らしているが、室内外にモノがあふれている。
	<ul style="list-style-type: none">・30代で結婚したが数年で離婚。元妻とはその後、一切、連絡を取っていない。・実家の両親と異父弟はすでに亡くなっており、西日本に甥と姪がいるが、本人とは一度も面識がなく交流は全くない。
	行政、地域包括支援センター、配食サービス事業所、民生委員
	<ul style="list-style-type: none">・本人は隣市で家賃を滞納し、一年前に現在のアパートに転居してきた。本人によれば滞納理由は家賃の値上げに納得がいかず、その分を支払わなかったとのこと。・現在は、家賃はきちんと支払っているが、室内はいわゆる“ごみ屋敷”の状態である。台所や浴室にもカラの弁当容器やペットボトル、段ボールや古新聞などが積み上がっている。6畳間の中央に布団が敷いてあり、本人はそこで寝起きしている。調理はしないが、ガスで湯を沸かすので火事の心配もある。・訪問介護・看護サービスを導入したいが、室内は足の踏み場もなく、片付けないと支援を開始できない。また、玄関前にもごみがあふれ、近隣から苦情が出ており、大家が「退去してほしい」と言い出した。本人に室内と家の周りの片づけを提案するが、「要るものばかりなんで」と受け入れない。(※①)・本人は持病があり、たびたび救急搬送をされている。入院せずにタクシーで帰ることが多く、常に十数万円程度の現金を身に着けている。本人は自宅にタンス預金をしていると話したこともある。・一日一食の配食サービスの利用のほか、地域包括支援センターと民生委員で見守り・安否確認を続けてきたが、先日、本人が夜間に「胸が苦しい」と隣人宅に助けを求めて救急搬送され、そのまま入院となった。・本人は救急搬送時にも高額入りの財布を身に着けていた。病院からは本人が自己管理できない状態なので病室に貴重品を置かないようにとされている。(※②)・本人の意識はもうろうとしており、医師からは長期入院になるかもしれないと言われている。入院にあたって親族と連絡をとったところ、本人へのかかわりを拒否されてしまった。転院の手続き、当面の自宅の管理や金銭管理などを担うキーパーソンとなる親族がいない。(※③)

- ① ごみについて本人は「すべて必要なもの」というが、大家や近隣から苦情があり、退去してほしいという声まで出ている。第三者がごみを処分することは可能か。【ごみの片づけ】
- ② 緊急入院により、本人が所持している現金等の管理が必要になったが、本人の判断能力が不十分な状態の中でどうしたらよいか。【緊急時の金銭等管理】
- ③ 親族がかかわりを拒否している中、医師からは長期入院を示唆されている。転院の手続きや自宅の管理などを担う親族がない。【キーパーソン不在】

① ごみについて本人は「すべて必要なもの」というが、大家や近隣から苦情があり、退去してほしいという声まで出ている。第三者がごみを処分することは可能か。【ごみの片づけ】

“ ”

“ ”

② 緊急入院により、本人が所持している現金等の管理が必要になったが、本人の判断能力が不十分な状態の中でどうしたらよいか。【緊急時の金銭等管理】

③ 親族がかかわりを拒否している中、医師からは長期入院を示唆されている。転院の手続きや自宅の管理などを担う親族がいない。【キーパーソン不在】



◆「法律家を交えたネットワーク対応」の必要性

◆疎遠な親族への「成年後見の申立て」の働きかけにあたって

702

702

民法

(事務管理)

第697条 義務なく他人のために事務の管理を始めた者(以下この章において「管理者」という。)は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理(以下「事務管理」という。)をしなければならない。

2 管理者は、本人の意思を知っているとき、又はこれを推知することができるときは、その意思に従って事務管理をしなければならない。

(管理者による費用の償還請求等)

第702条 管理者は、本人のために有益な費用を支出したときは、本人に対し、その償還を請求することができる。

2 (省略)

3 管理者が本人の意思に反して事務管理をしたときは、本人が現に利益を受けている限度においてのみ、前二項の規定を適用する。



	<ul style="list-style-type: none">・20代前半。女性。知的障害B2。外見からは知的な障害があることはわからない。・中学卒業後、市内の高校に進学したが、環境に馴染めず、半年で退学。その後はアルバイトをしても数日で辞めてしまい、日中はゲームセンターで過ごすなど、生活リズムは乱れがちであった。・20歳の時に、母親と一緒にハローワークに行き、そこで障害者相談支援事業所につながった。事業所の支援により療育手帳を取得し、就労支援事業所に通所している。一時期は毎日通所していたが、最近は休みがちである。・障害年金は両親が管理している。
	<ul style="list-style-type: none">・同居の両親(40代)はともに正社員で働いており、多忙。・本人が小・中学校は普通クラスで過ごしてきたこともあり、両親は本人の能力を高く評価している。
	障害者相談支援事業所、障害者就労支援事業所
	<ul style="list-style-type: none">・本人が街中で高校時代の同級生のAと偶然、出会い、「一緒に仕事をしよう」と誘われて、Aの紹介でBが経営する会社(化粧品の訪問販売)を訪問した。・Bから業務に必要な美容機器を購入するよう言われたため、本人はAと一緒に金融機関に行き、口座を開設した。口座を開設後、Bが同行して販売業者から美容機器をローンで購入した(約40万円)。契約書は本人が自筆で職業や年収などの項目はBに言われるまま虚偽の内容を記入した。(※①)・本人は、購入した美容機器、契約書、印鑑、通帳などをすべてをBに渡した。約一か月たっても仕事の連絡がないため、本人が母親に相談し、一緒に警察に行ったが、本人が自分の意思で契約したものであるため、対応はできないと言われた。本人はBの会社と雇用契約は結んでいない。・消費生活センターからは解約しても半額程度は支払い義務が生じるかもしれないこと、販売業者とBは結託している可能性もあると言われた。・両親がBと話し合ったところ、Bは「仕事をサポートする。本人名義のローンのうち、この一か月分は自分が支払う」と言ってきた。両親は、Bが今後も仕事をサポートすると言っており、代金も一部とはいえ支払うと言っているため、このままでよいと考えている。・本人はAとよく外出するようになり、Aに誘われて消費者金融のカードを作り、10万円の借り入れをした。(※②)。借り入れたお金は、Aと外出した際にすべて使ってしまったらしい。・本人は、このところ周囲に対して明るく接することが増えた。表情もよく、同年代のAとのカラオケやショッピングなどが楽しくてたまらないという様子がうかがえる。(※③)

- ① 本人はBの指示とはいえ、内容を理解したうえでローン契約時に虚偽の経歴等を記入してしまっている。契約の無効を主張したいが本人が詐欺で訴えられてしまうことはないか。【詐欺被害/加害】
 - ② 本人は消費者金融のカードを作る力はあるが、消費者金融のしくみは理解できていないため借金を重ねてしまうおそれがある。カードを作らせない・使わせないようにする方法はあるか。【借金】
 - ③ 本人にとってAは唯一の友人といえる存在であり、Aが本人の面倒を見ている面もある。本人とAのかかわりをどのように見守っていけばよいか。【知人の関与】
-

① 本人はBの指示とはいえ、内容を理解したうえでローン契約時に虚偽の経歴等を記入してしまっている。契約の無効を主張したいが本人が詐欺で訴えられてしまうことはないか。【詐欺被害/加害】

② 本人は消費者金融のカードを作る力はあるが、消費者金融のしくみは理解できていないため借金を重ねてしまうおそれがある。カードを作らせない・使わせないようにする方法はあるか。【借金】

③ 本人にとってAは唯一の友人といえる存在であり、Aが本人の面倒を見ている面もある。本人とAのかかわりをどのように見守っていけばよいか。【知人の関与】

◆「障害がある」ことに気づかずに暮らしてきた本人と家族の支援にあたって

◆「自分のことを自分で守る力」を身につけてもらうための支援





	<ul style="list-style-type: none">・60代後半。男性。2人きょうだいの弟。・20代で統合失調症を発症した。現在は心身状態は落ち着いており、対人関係がうまく結ばないものの、判断能力は相応にある。・婚姻歴なし。子どももいない。親から相続した土地・家に姉と二人暮らし。
	<ul style="list-style-type: none">・姉は70代半ば。婚姻歴なし。子どももいない。弟と同じく20代で統合失調症を発症したが、弟よりも症状は重く、年齢とともに心身機能・判断能力が低下してきている。要介護認定は受けたが、デイサービスもヘルパーも嫌がり、介護サービスは利用していない。・きょうだいの両親はきょうだいの統合失調症の発症により、親族と絶縁状態になった。親亡き後も、きょうだいと親族の間には全く交流はない。
	行政、地域包括支援センター、民生委員



- ・両親亡き後、本人が姉の面倒をみながらずっと一緒に暮らしてきた。きょうだいは就労経験はないが、両親から相続した土地の地代収入が潤沢にあり、経済的な困窮はない。
- ・姉は加齢による機能低下が著しく、本人の介護負担が大きくなってきた。本人が在宅でのふたり暮らしに不安を感じ始め、きょうだいでどこかの施設に入所したいと言いつつ出たため、いくつかの福祉施設に相談してみたが、保証人がいないため、難航している。(※①)
- ・まずは姉の介護施設への入所を進めることとし、本人に姉の成年後見の申立てをすることを提案した。本人が了解したため、司法書士に申立てのサポートを依頼した。しかし、具体的な相談を進めようとする通帳類を見せることを拒み、姉の金銭管理や通知類の管理はすべて自分で行いたいという気持ちが強まり、話を白紙に戻してしまうことを繰り返している。
- ・本人は、「自宅や土地を売却して、きょうだいで有料老人ホームに入所する」と言いつつ出したり、「このまま自宅で暮らす」と言ってみたりなど、数日おきに意向が変わる。別の日には支援者に施設入所を無理強いされたと言いつつ出たりなど、短期間で気持ちがコロコロ変わってしまう。支援者は本人の意向の変化に翻弄されている。(※②)
- ・最近、本人宅を訪問した民生委員から、本人が姉に成年後見人をつけたら、きょうだいが離れ離れにさせられてしまうと怒っていたという報告があった。
- ・きょうだいには、きょうだいの両親の代からの付き合いの不動産業者がおり、現在もきょうだいの不動産を全面的に管理している。長い付き合いであり、不動産管理以外の生活面の面倒もみているようでもあるが、一方で、不動産業者の都合のよいように誘導している可能性もある。
- ・この不動産業者が本人に姉の成年後見の申立てを拒否するよう本人に吹き込んでいる様子がある。自宅や土地の売却話も不動産業者に影響を受けたものらしい。
- ・不動産業者は支援者の前には姿を見せず、そのかわりの意図は不明である。(※③)

- ① きょうだいともに長期にわたる精神疾患の病歴があり、施設側は保証人を立てるように要請しているが、保証人を頼める親族はいない。【保証人】
 - ② 本人の意向が短期間でころころ変わってしまい継続することがないので、手続き関係も遅々として進まず、支援者も翻弄されてしまう。【意思決定支援】
 - ③ 不動産業者が本人に吹聴している様子がある。不動産業者はきょうだいの生活を全面的に助けてきたようでもあるが不動産業者の都合のよいように誘導している可能性もなくはない。【知人の関与】
-

① きょうだいともに長期にわたる精神疾患の病歴があり、施設側は保証人を立てるように要請しているが、保証人を頼める親族はいない。【保証人】

“

”

“

”

② 本人の意向が短期間でころころ変わってしまい継続することがないので、手続き関係も遅々として進まず、支援者も翻弄されてしまう。【意思決定支援】

③ 不動産業者が本人に吹聴している様子がある。不動産業者はきょうだいの生活を全面的に助けてきたようでもあるが不動産業者の都合のよいように誘導している可能性もなくはない。【知人の関与】

“ ”

◆親族の協力が得られにくい本人への支援にあたって

◆「いまのうちにできること」という視点での支援

◆「意思決定支援」—自己決定を支えるということ



	<ul style="list-style-type: none">・80代。女性。外見はとても若々しい印象である。性格は気が強く、他者の言うことをなかなか聞き入れないところがある。・認知症が疑われる症状が出ているが、本人は頑なに認めようとししない。医療機関の受診はしておらず、要介護認定も受けていない。
	<ul style="list-style-type: none">・夫は80代。10年ほど前から認知症が出始めた。デイサービスを週2回利用している。最近では機能低下が著しく、発語も少なくなっている。・夫婦には長男がいるが、仕事の関係で海外で暮らしている。本人宅に時折、安否確認の電話がかかってくる。
	地域包括支援センター、ケアマネジャー、デイサービス事業所

事例の概要

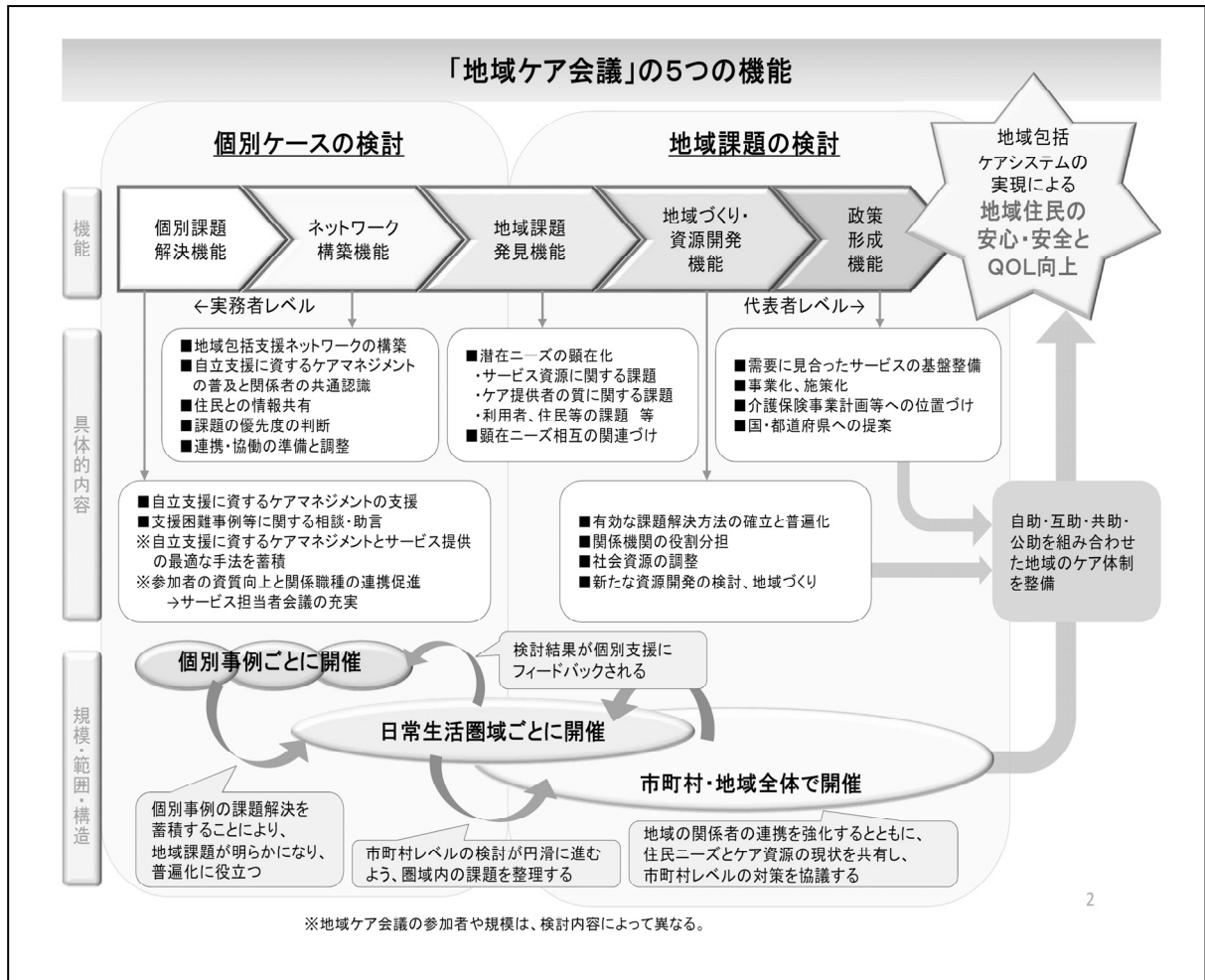
- ・夫は大企業に勤務していたため、現役の頃の夫婦の生活水準はかなり高かったようである。本人も地域の婦人会等の中心として活躍していた。
- ・夫が認知症の診断を受けた頃から周囲は介護サービスの利用を勧めてきたが、本人は献身的に一人で夫の介護を担ってきた。一年半前に本人が腰を痛めたことからデイサービスを利用するようになり、週一回から利用を開始。事業所との信頼関係もでき、数ヵ月後には週2回に回数を増やすことができたが、その頃から本人にも認知症が疑われる症状が現れ始めた。
- ・本人は夫の仕事上の付き合いで高級食材などを購入しては、近所におすそわけをしてきたようで、いまでも業者から大量に買い物をしては近所に配っている。ただ、本人は購入したことを覚えている時もあれば忘れてしまっているときもある。(※①)
- ・夫妻の自宅は丘の上の住宅街にある。自宅前は傾斜のきつい坂道で、最寄りのバス停は坂の下にあり、バス便の本数も少なく、ずっと自家用車での外出をしてきた。
- ・夫がデイサービスを利用する日は、本人が夕方に自家用車で夫を迎えに来ることがあるが、半年ほど前から、車にこすり傷が目立つようになった。事業所から本人に運転をやめたらどうかと話したこともあるが、本人が「失礼だ」と怒ってしまったため、それ以降は話題にすることもできていない。
- ・夫のケアマネジャーからそれとなく医療受診を勧めても、本人が「私は認知症ではない。夫を見てきたからわかる」と頑なに受診を拒否している。本人は金銭管理をはじめ、生活のすべてを自分で管理できると考えている。
- ・長男から本人に運転をやめるよう電話で説得してもらったが、不便な土地でもあり、また本人は認知症を認めないため、運転を続けている。(※②)
- ・本人は自宅ガレージに車をたびたびぶつけており、その様子を目撃した近隣住民から民生委員に「子どもが車にひかれてもしたら困る」という強い訴えがあった。運転をやめない本人への非難の声も出始めており、近隣トラブルになりかけている。(※③)

- ① 以前からの生活スタイルが変えられず、高級食材などを大量に購入してしまう。本人は購入したこと自体を忘れていることもあり、業者に誘導されて購入させられている可能性もある。【浪費・消費被害】
 - ② 長男からも運転をやめるよう説得してもらったが、本人は運転をやめる気は全くない。運転をやめさせる方法はないか。【認知症ドライバー問題】
 - ③ 本人が車をぶつけるところを目撃した近隣住民からは事故の不安や運転をやめない本人に非難の声があがっている。【近隣トラブル】
-

① 以前からの生活スタイルが変えられず、高級食材などを大量に購入してしまう。本人は購入したこと自体を忘れていることもあり、業者に誘導されて購入させられている可能性もある。【浪費・消費被害】

② 長男からも運転をやめるよう説得してもらったが、本人は運転をやめる気は全くない。運転をやめさせる方法はないか。【認知症ドライバー問題】

③ 本人が車をぶつけるところを目撃した近隣住民からは、事故の不安や運転をやめない本人への非難の声があがっている。【近隣トラブル】

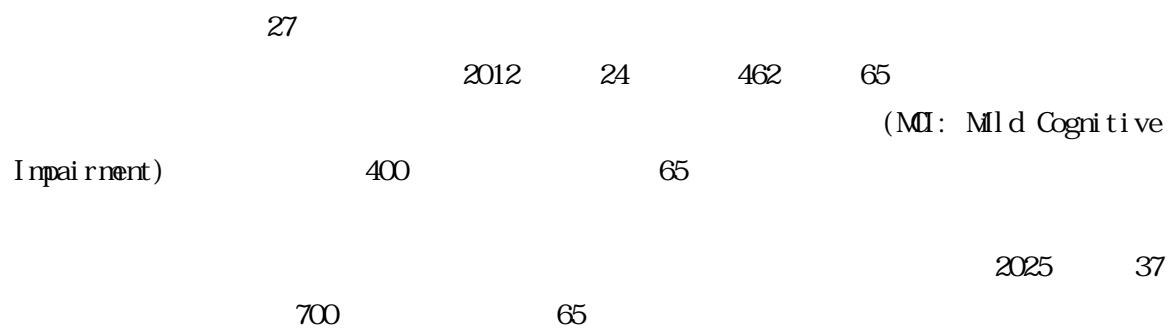


◆金銭管理への介入の必要性の判断ポイント

“ ”

“ ”

◆「認知症」への理解を広げるために



◆地域でひらくケース会議と「個人情報保護」

27

「地域でひらくケースカンファレンスと個人情報保護」

弁護士 千木良 正

ケースカンファレンスで個人情報を取り扱う場合の留意点について考えてみましょう。まず、そもそも生育歴、身体状況、家族の状況などプライバシーに関する情報は、人にとって秘密にしておきたいものであることを十分に意識する必要があります。特に、近所の人に知られたことによって噂が広まり、近隣関係が悪化してしまうことはしばしばおこることです。近隣住民の側にとっても、あまり他人のプライバシー情報は知りたくないことでしょう。しかし、関係者間で本人の個人情報のある程度共有しないと、適切な支援ができないことも事実です。そこで、個人情報を共有化する場合には、専門職の側で一人一人のプライバシーに十分な配慮をすることが必要となります。

（１）カンファレンスに参加する目的を明確にすること

カンファレンスでは、支援を必要とする本人の情報を共有化し、課題を整理し、支援の方向性を検討したうえで、それぞれの支援者の役割を確認することになります。専門職の支援者はそれらのすべてに参加することが必要ですが、地域住民は必ずしも、そのすべてに参加する必要があるわけではないかもしれません。たとえば、支援を必要とする本人の情報を近隣住民から確認したいと思っているのであれば、カンファレンスで確認するのではなく、個別に事情を確認することで足りる場合もあるでしょう。むしろ、カンファレンスのような場ではなく、個別で確認した方が、近隣住民も話しやすく、よりの確に情報収集ができる場合もあるでしょう。一方、本人の情報を共有化したうえで近隣住民にも一定の役割を担ってもらいたいと思っているのであれば、カンファレンスに参加してもらった方がより適切な支援に資することになるでしょう。地域住民にカンファレンスに参加してもらう場合には、参加する目的や必要性を明確にしておくことが大切です。

（２）カンファレンスで共有する情報の範囲

前述のとおり、プライバシーに関する情報は人に知られたくないものです。そこで、特に守秘義務のない地域住民に参加してもらう場合には、必要以上の情報を流通させることがないようにするために、共有する情報の範囲、内容について、専門職の側で十分に吟味する必要があります。たとえば、判断能力が低下しつつある本人の状態や状況を理解してもらうためには、「ときどき自分の家に帰ることができなくなってしまっているようですので、気づいたら声をかけるなどして自宅までお連れしてください」などと伝えれば十分であって、必ずしも、本人の正確な診断名、経済状態、家族との関係性などの個人情報を伝えなくても、問題意識を共有化し、役割分担を確認することもできるでしょう。

守秘義務のない地域住民に必要以上のプライバシー情報を開示しないようにするために、カンファレンスを前半と後半に分け、前半は地域住民も参加したカンファレンスとし、後半は地域住民を除いた専門職のみのカンファレンスとすることも考えられます。なお、地域住民にプライバシー情報を開示した場合には、「家族も含めて第三者には話さないでください」などの確認をする配慮は必要となります。

(3) 本人の同意

個人情報保護法との関係では、原則として、情報を共有化するためには本人の同意が必要となります。本人の同意を得てカンファレンスを行う場合には、どのような情報をどのような人に開示するのかということを含めて説明し、同意を得る必要があります。当然、地域住民にも開示することになることを説明しておくことが必要となります。しかし、多くの事例では、本人の同意を得にくい状況のことが多いと思われます。その場合には、専門職の側で同意が不要となる例外的な場面に該当するのか十分に吟味する必要があります。その際、法律的な判断も必要な場合も出てきますので、弁護士など法律専門職にも確認すると良いでしょう。

仮に、例外的な場合に該当しない場合には、本人の同意を得ることなく地域住民とカンファレンスを開催し、情報を共有化することは難しいかもしれません。しかし、その場合でも、近隣住民の側から「本人のことで困っていること」について情報収集をしたり、相談に乗ったりすることはできるでしょう。その際、あえて本人の個人情報を伝えなくても、地域住民として対応できること、あるいは地域住民として対応してもらいたいことを伝えることはできると思います。

<個人情報保護法の考え方>

個人情報保護法における「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」と定義されています（第2条）。たとえば、生育歴、本人のサービスの利用状況、住環境、身体状況、精神状況、日常生活状況、受診状況、経済状況、家族の存在、家族の状況等は、いずれも個人情報に該当することになります。

個人情報保護法では、個人情報取り扱い事業者（個人情報等を事業の用に供している者）に対して、本人の同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならないこと（第16条 利用目的による制限）、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならないこと（第23条 第三者提供の制限）を義務付けています。

そこで、原則として、個人情報を地域住民に提供する場合には、本人の同意が必要ということになります。

しかし、個人情報保護法においても、「人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」には、本人の同意を得ないで個人情報を第三者提供することが認められています（第16条第3項及び第23条第1項）。

具体的には、①本人が重度の認知症の高齢者であるが、本人が急病のときにその状況を医療機関や家族に説明する場合、②本人に対する虐待が疑われる事例で、本人の生命・身体・財産に対する危険から救済する目的で虐待に関する事実確認を行う場合などが該当するとされておりますので、このような場合、本人の同意は不要となります。

出典：「個と地域の一体的支援のためのケースカンファレンスハンドブック」（発行：神奈川県社会福祉協議会）

	<ul style="list-style-type: none"> ・60代。女性。ものわすれなど初期の認知症が疑われるが、判断能力はある。 ・20代で結婚。長女と次女をもうけ、パートを20年続けてきたが、腰痛悪化により3年前に退職。自宅(持ち家)で本人、長女、次女、長女の子と同居している。
	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の夫は3年前に急死(病死)。 ・長女は40代前半。20歳で結婚し、男児をもうけるが数年で離婚。男児を連れて実家に戻った。長女は離婚後、育児に専念してきたが、子どもへのかかわり方がわからずにパニックを起こすことも多く、本人の助けを得ながら育児を行ってきた。診断は受けていないが、軽度の知的障害が疑われる。これまで就労経験はない。 ・次女は30代後半。知的障害B1。就労支援事業所に通所。性格は穏やか。障害年金と工賃を貯め、NPO主催のレクリエーション旅行への参加を楽しみにしている。 ・長女の子は成人し、アルバイトをしているが、長続きしない。
	<p>地域包括支援センター、ケアマネジャー、ヘルパー事業所、障害者就労支援事業所</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・一家は夫の給料と本人のパート収入で生活してきたが、夫の急死と本人の退職により、遺族年金と次女の障害年金(月額合計15万程度)で生活するようになった。 ・二年ほど前から腰痛悪化により本人が外出できなくなり、長女が通帳を管理するようになったところ瞬間に生活費が不足し、貯蓄も無くなった。本人が親戚に借金を申し込んだことから支援機関につながった。 ・半年前に支援機関が初めて訪問した際に、本人から「ずっと入浴していない。通院もできていない」と強い訴えがあり、要介護認定を受け、ヘルパー(週3日)利用を開始した。しかし、<u>この半年間、利用料が一切、支払われていない。そのことは本人も知っており、「来月には払う」と言うことを繰り返している。(※①)</u> ・同時期、次女も通所事業所の昼食代の滞納が始まった。事業所が次女に聞くと、長女に年金通帳を渡してしまい、お金がないと話した。本人に連絡すると「次女にも家計を助けてもらわないと生活できない。後日、必ず払う」と言うが、<u>一向に入金がない。(※②)</u> ・本人は初期の認知症状が出始めているが、ヘルパー事業所はこのまま滞納が続くならサービスを中止せざるを得ないと話している。次女の通所事業所でも経済的虐待にあたるのではないかと問題になり始めている。 ・長女の子は人間関係のトラブルで仕事が長続きしないようである。長女は子にせがまれるままにお小遣いを渡している。本人も「孫は可哀想」と黙認している様子がある。 ・家族の関係は悪くはなく、本人も次女も他者に金銭管理を任せることに抵抗があり、「長女に任せたい」と口にしてはいる。長女は介護や金銭管理の仕方がわからないのではないかとも思われる。長女は家事も苦手で食事は専ら出来合いの惣菜を購入している。支援機関が長女に金銭管理を第三者に委ねるよう説得したところ怒り出し、「自分でできる」と強く拒否したため、<u>具体的なかかわりはできていない。(※③)</u>

- ① 家計を管理している長女は本人の介護サービス利用料を一切、支払っていない。本人も判断能力があり、そのことを認識している。高齢者虐待といえるか。【滞納と経済的虐待の判断】
 - ② 次女の障害年金も一家の生活費になっており、昼食代の滞納と旅行に参加できなくなっている。同居家族としての生活費負担と経済的虐待の線引きはどう考えたらよいか。【生活費負担と経済的虐待】
 - ③ 長女は介護も金銭管理も「自分でできる」と主張している。長女には知的な障害があることが疑われるが診断も自覚もない。どのように支援をしていけるか。【障害が疑われる養護者への支援】
-

① 家計を管理している長女は本人の介護サービス利用料を一切、支払っていない。本人も判断能力があり、そのことを認識している。高齢者虐待といえるか。【滞納と経済的虐待の判断】

② 次女の障害年金も一家の生活費になっており、昼食代の滞納と旅行に参加できなくなっている。同居家族としての生活費負担と経済的虐待の線引きはどう考えたらよいか。【生活費負担と経済的虐待】

“

”

③ 長女は介護も金銭管理も「自分でできる」と主張している。長女には知的な障害があることが疑われるが診断も自覚もない。どのように支援をしていけるか。【障害が疑われる養護者への支援】

◆虐待対応と「本人の権利擁護」

◆虐待対応と「養護者支援」

”

◆虐待対応と「ネットワークによる支援」

“

”



	<ul style="list-style-type: none">・70代後半。女性。30代後半の次男と自宅(戸建て)で同居している。・持病で通院・服薬はしているが、日常生活は自立している。・十分な遺族年金収入があり、経済的な困窮はない。
	<ul style="list-style-type: none">・本人の夫は2年前に死亡。・次男は定職に就いておらず、ひきこもりに近い状態である。怒声が屋外まで聞こえることがあり、アルコール依存症の疑いもある。・子はほかに長男と長女がいるが、実家にはまったく出入りしていない。・自宅近くに親戚がいるものの、面倒には巻き込まれたくないと積極的なかわりは拒んでいる。
	行政、地域包括支援センター、警察、民生委員

	<ul style="list-style-type: none">・本人は持病の通院・服薬はあるものの、体力・判断能力ともにしっかりしている。介護サービスの利用はないが、亡夫を在宅介護していたこともあり、いまま時折、地域包括支援センターにふらっと来所することがある。・次男は大学卒業後、企業で働いていたが、プライドが高く人間関係のトラブルにより職場を転々としてきた。20代の後半からは定職に就かず、この10年近く、ひきこもり状態で昼夜逆転生活を送ってきた。夜になると近所のスーパーで買い物をしている姿がみられる。また、ごくたまにだが学生時代の友人に誘われて外出しているようである。・次男は父親の死を機に、アルコールを大量飲酒するようになり、注意した本人を怒鳴ったり、叩く、蹴るなどの暴力をふるったり、家から追い出すこともあった。・本人が地域包括支援センターで次男に暴力をふるわれたと泣きながら訴えたり、実際に手足にはいつもアザや傷があったりするため、高齢者虐待として保護・分離による本人の安全確保をはかろうとしたが、本人が「自分の家を出たくない。それに次男だって人生がうまくいかなくて苦しんでいる。次男は一人では何もできないから」と拒否して自宅に戻ってしまうことを繰り返している。・先日、深夜に次男の怒鳴り声を聞いた近所の人警察に通報し、警察官が駆けつける騒ぎがあったが、警察官が着いた時には暴力は止んでおり、注意だけして帰っていた。翌日、地域包括支援センターから本人に警察へ被害届を出すように促したが、本人は被害届を出さなかった。(※①)・本人には次男と別居の意思はなく、さらに「次男が怒るから家に来ないでほしい」と言っているため、民生委員や隣人にも協力を依頼し、定期的な外からの見守りを続けている。(※②)・長男と長女は本人と次男との折り合いが悪く「母が次男に関与し過ぎるから悪い。母は次男を溺愛している。」と話し、他人事のような様子である。支援者から本人の怪我の様子や次男による暴力が頻繁に起きていることも伝えるが「次男が中学生の頃からそんな感じでやってきた」と危機感が薄い。(※③)
--	--

- ① 日常的に暴力があるが、警察が駆けつけた時には暴力がおさまっており、本人も被害届を出すつもりは全くない。警察の関与はどこまで期待できるか。【警察の関与】
 - ② 大けがをする前に本人と次男を別居させたいが、本人は拒否している。高齢者虐待として強制的に分離させることはできないか。【判断能力がある高齢者の虐待判断と強制分離】
 - ③ 次男にはアルコール依存症の疑いがあるが、長男と長女は「以前からこういう親子関係だから」と言い、危機感をもってもらえず、協力が得られない。【親族の理解不足】
-

① 日常的に暴力があるが、警察が駆けつけた時には暴力がおさまっており、本人も被害届を出すつもりは全くない。警察の関与はどこまで期待できるか。【警察の関与】

② 大けがをする前に本人と次男を別居させたいが、本人は拒否している。高齢者虐待として強制的に分離させることはできないか。【判断能力がある高齢者の虐待判断と強制分離】

18 4

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6

③ 次男にはアルコール依存症の疑いがあるが、長男と長女は「以前からこういう親子関係だから」と言い、危機感をもってもらえず、協力が得られない。【親族の理解不足】

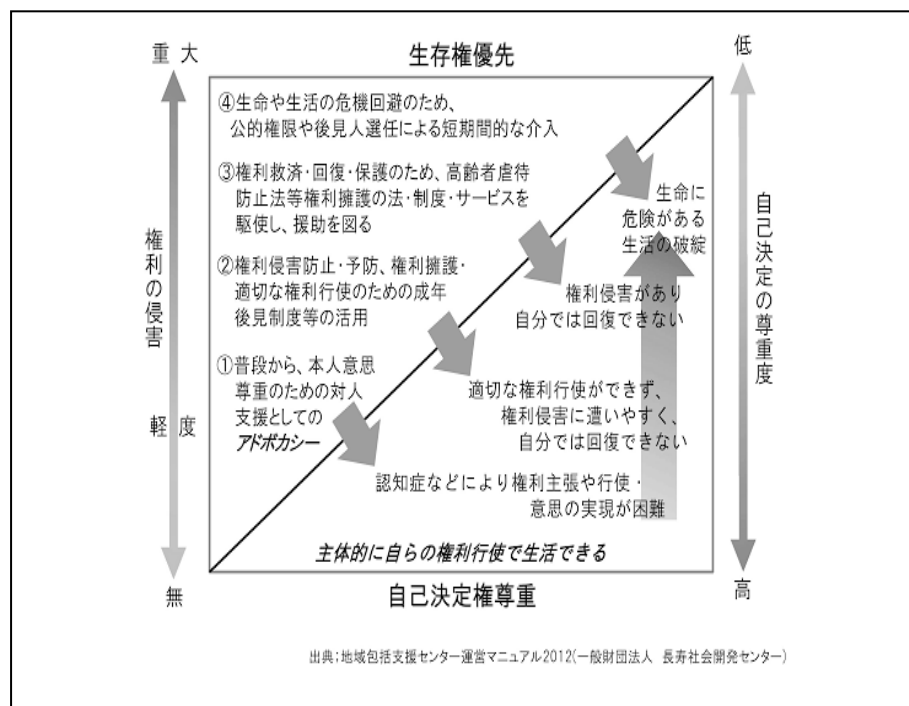
“

”

“

”

◆本人の「意思の尊重」と「生命・身体の危険性」の判断のポイント



◆警察や保健所など多分野・多領域の関係機関との連携

2006 12 13

1991 12 16
2014 2 19

()

	()	

事例から学ぶ「権利擁護相談」

—権利擁護相談事例集—

平成 27 年 3 月

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ権利擁護相談センター（あしすと）

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター14 階

TEL 045-312-1121（代） FAX 045-322-3559

e-mail assist@knsyk.jp